

■令和4年第5回定例会(12月5日～12月22日) 本会議で審議された議案とその結果

議案番号	付議事件名	議決結果
承第7号	専決処分の承認について 令和4年度美濃市一般会計補正予算(第7号)	承認
議第54号	令和4年度美濃市一般会計補正予算(第8号)	可決
議第55号	令和4年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	可決
議第56号	令和4年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	可決
議第57号	令和4年度美濃市下水道特別会計補正予算(第2号)	可決
議第58号	令和4年度美濃市介護保険特別会計補正予算(第3号)	可決
議第59号	令和4年度美濃市病院事業会計補正予算(第1号)	可決
議第60号	令和4年度美濃市上水道事業会計補正予算(第1号)	可決
議第61号	美濃市議会議員及び美濃市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び美濃市議会議員及び美濃市長の選挙におけるピラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議第62号	美濃市情報公開条例の一部を改正する条例について	可決
議第63号	美濃市個人情報の保護に関する法律施行条例について	可決
議第64号	美濃市情報公開・個人情報保護審査会条例について	可決
議第65号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	可決
議第66号	美濃市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議第67号	美濃市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議第68号	美濃市職員の降給に関する条例について	可決
議第69号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議第70号	美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議第71号	美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議第72号	美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議第73号	美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議第74号	美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について	可決
議第75号	美濃市税条例等の一部を改正する条例について	可決
議第76号	美濃市特定公共賃貸住宅管理条例及び美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について	可決
議第77号	美濃市上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
市議第3号	美濃市議会の個人情報の保護に関する条例について	可決
市議第4号	専決処分事項の指定についての一部改正について	可決
市議第5号	带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書	可決
市議第6号	知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書	可決

令和5年第1回定例会の日程

※令和4年度補正予算、令和5年度当初予算、条例の制改定等について審議します。

2月27日(月)10:00	本会議	3月15日(水)9:00	総務産業建設常任委員会
3月10日(金)10:00	本会議(質疑・一般質問)	3月16日(木)9:00	民生教育常任委員会
3月13日(月)10:00	本会議(一般質問)	3月17日(金)9:00	民生教育常任委員会
3月14日(火)9:00	総務産業建設常任委員会	3月22日(水)10:00	本会議

★編集後記★

議会だよりの発行も第11号になりました。議会だよりは、4年前の統一地方選挙後に議員が取り組んだ議会改革の一つで、とにかつ議会だよりを発行して市民の皆さんに議会活動に関心を持っていただきたいの思いからスタートしました。みの市議会だよりは、編集委員会が中心となり、定例会報告を中心に作成しており、定型的で、あか抜けた紙面でないことをご理解ください。

また、平常時の議会活動などについて、さらに広報できるようにページ数やレイアウトについて検討していきます。一般質問の詳細については、QRコードを参照ください。これからも、皆さまからのご意見を参考に、親しまれ、読みやすい紙面に改善できるよう努力してまいります。

連絡先 0575-33-1122(内410・411)  
市議会だよりの編集委員会

編集委員：須田盛也(委員長) 辻文男(副委員長) 豊澤正信 服部光由

# みの市議会だよりの

【No. 11】  
美濃市議会  
令和5年3月発行



美濃和紙議会

令和4年第5回(12月)美濃市議会定例会について

美濃和紙の日(11月27日)にちなみ、12月の定例会を「美濃和紙議会」と銘打って開催しました。

議場の装飾などに美濃和紙を取り入れ、議員と執行部が「美濃紙衣(かみこ)」の羽織を着て本会議に臨み、美濃和紙をアピールしました。

また、会期を12月5日から12月22日までの18日間とし、専決処分1件を承認、補正予算7件、条例制定5件、条例改正13件、意見書2件、その他1件を可決しました。

- 12月 5日(月)・・・本会議
- 15日(木)・・・本会議
- 19日(月)・・・総務産業建設常任委員会
- 20日(火)・・・民生教育常任委員会
- 22日(木)・・・本会議



※美濃和紙議会における装飾は、美濃和紙花同好会の皆さんや観光協会に協力をいただきました

4月は統一地方選挙

統一地方選挙とは

地方公共団体の議会の議員または長の選挙は、その団体が自主的に期日を定めて執行するというのが原則ですが、特例を定める法律によって全国的に期日を統一して行うものを統一地方選挙といいます。有権者の選挙への意識を全国的に高め、また選挙事務や費用を節減する目的で、4年ごとに行われています。

- ☆美濃市議会議員選挙・・・告示 4月16日(日)
- 投票日 4月23日(日)
- ☆岐阜県議会議員選挙・・・告示 3月31日(金)
- 投票日 4月9日(日)

\*美濃市議会議員選挙の投票率

投票日	定数	立候補者数	当日有権者数	投票者数	投票率
2011.4.24	13人	14人	18,810人	12,659人	67.30%
2015.4.26	13人	14人	17,986人	11,730人	65.22%
2019.4.21	13人	14人	17,294人	10,542人	60.96%

\*2016年6月に改正公職選挙法が施行され、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられました。しかし、残念ながら投票率は下がっており、選挙への関心が低くなっている状況がうかがえます。市民の代表である議員を選ぶ権利を大切に、投票していただけることを願っています。大切な美濃市をつくりあげるのには、市民一人一人の想いです。大切な想いを選挙で活かしていきましょう。





# 12月議会 各議員による一般質問

質問の詳細情報は、記載のQRコードより視聴できます。

## ① 松嶋哲也 議員 (美濃市議会市政クラブ)



### ■美濃市における公共交通について

**問：**将来に向けた対策・あり方をどのように考えているか。

**答：**新たな地域公共交通計画を策定する協議会において、3つの基本方針が示された。

一つ目は「広域的な公共交通網の維持・確保により都市間のつながりを強化する」。通勤・通学などで、関、岐阜、名古屋への移動がみられることや、観光などの観点から、美濃市と他の都市間のつながりを強化する。

二つ目は「地域を支える公共交通の充実により地域間のつながりを強化する」。のり愛くんは、高齢者を中心に地域に定着していることから、引き続き公共交通の充実を目指す。

三つ目は「地域の公共交通をみんなで育て・守る」現在の公共交通は、市の予算で維持していることから、引き続き、市民・事業者・市が育て、守っていくものとする。

協議会では、来年春の計画策定を目指して議論が進められる。なかでも、利便性の向上や、免許返納者に対し、地域で暮らし続けることができる公共交通網を維持していくことは、特に重要な対策になると考える。

## ② 辻 文男 議員 (しんし)



### ■以安寺山整備事業の今後について

**問：**整備事業の最終形はどのようなか。

**答：**ハード整備については、昨年度末をもって完了としている。

その後維持管理を続け、10年から15年先に季節ごとに成育した花木が、一面に見渡せる山となる時点が一旦の最終形である。

**問：**今後の管理には、実務を指導する専門職が必要と考えるがいかがか。

**答：**自治会やボランティア団体に協力を依頼しながら、住民協働で進めたい。植樹した花木や山全体の剪定、枝打ちや間引きなどを指導頂ける専門員は必要と考えており、専門技術を要する業務には、業者委託を考えている。

**問：**少なくとも10年間の維持管理に関する予算措置を伴った計画が必要と考えるがいかがか。

**答：**花木の育成管理を行い、市民の憩いの場として活用していくためには、今後の維持管理は極めて重要であると考えている。

今後の維持管理費として、委託経費と住民協働経費を合わせて年間約200万円を見込んでいるが、災害時には臨時的経費調達が必要と考える。

## ④ 梅村辰郎 議員 (美濃市議会市政クラブ)



### ■(仮称)新大矢田トンネル事業について

**問：**事業の進捗状況はどのようなか。

**答：**トンネルの開通に必要な全ての工事が発注済みで3月上旬の竣工をめざして進めている。

**問：**旧県道の取扱いについてはどのようなか。

**答：**新トンネル開通後は、旧県道の利用者減少が想定されることから、ごみの不法投棄等の恐れや、トンネル内の防犯上の問題から、トンネル坑口の両側を封鎖し、トンネル坑口までの道路については、県道の接続部で車止めを設置したいと考えている。

### ■笠神・丸山線道路改良事業について

**問：**事業の進捗状況はどのようなか。

**答：**本年10月に市道下切・坂田線交差点から西側へ延長510mの区間において、北側の側溝布設工事を発注している。また、来年度以降は、この交差点から西側へ向けて幅員9m以上の道路拡幅を優先し進めていく。

**問：**下切・坂田線から東側への改良計画はあるのか。

**答：**本路線の起点側である笠神側の、都市計画道路「中野坂田線」(一般県道上野関線)の改良がなされていないことから、この区間の改良計画は、現在のところ考えていない。

## ③ 須田盛也 議員 (無所属クラブ)



### ■美濃市の中学校部活動の地域移行について

**問：**部活動の現状と課題はどのようなか。

**答：**美濃中学校は運動系12・文科系3。昭和中学校は運動系8・文科系1。今後、生徒数減少による部活動数減少が課題。

**問：**どのような方向性をもって進めようと考えているか。

**答：**文部科学省通知の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」(部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることから、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すること。生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動をできる環境を整備すること等)を基本的な方向性としている。通っている学校に関係なく種目が選べる環境を整備していく。

**問：**今後のスケジュールはどのようなか。

**答：**今年度、部活動の地域移行を担当する専門調査官を1名配置。令和5年度に部活動地域移行準備委員会を発足し、運営体制を整える。順次、中学生のスポーツ・文化活動の受け皿となる地域活動団体を確保する。国が示している令和7年度開始時期に、地域移行の完了を目指す。

## ⑤ 服部光由 議員 (日本共産党美濃市議会議員)



### ■旧統一教会との関わりについて

**問：**美濃市は旧統一教会関係のピースロード岐阜のイベントを後援したが、理由と現在の対応は。また、武藤市長は旧統一教会との関わりと今後はどのように関わるのか。

**答：**申請書類以外にもインターネット、周辺の市に聞き取り調査を行った。県内市町が後援決定していること、取扱要綱の規定により認められる内容であることから後援を許可した世界平和統一家庭連合が旧統一教会であることなど見聞きしたことはない。市長選挙のとき事務所を訪れた中に「岐阜県平和大使協議会」3名の名刺が含まれていた。直接お会いしたかは、よく覚えていない。当該団体とは関わっていない。

### ■インボイス制度について

**問：**制度導入による新たな負担に対してどのような支援を行うのか。

**答：**新たな事務負担に対する国の支援措置の上乗せ支援など検討していきたい。

### ■学校給食センターについて

**問：**除去食の実施状況と今後の見通しは。

**答：**9月30日から8名に提供している。今後乳(牛乳)の除去食の提供を計画している。

## ⑥ 岡部忠敏 議員 (公明党美濃市議員)



### ■改正動物愛護管理法施行によるマイクロチップの装着について

**問：**装着に関わる飼い主の義務、装着のメリット、制度の周知啓発はどのようなか。

**答：**動物愛護管理法は「人と動物の共生する社会の実現」を図るために制定された。しかし、都道府県は飼い主不明の犬猫の引き取りを求められたら、基本的に引き取ることになる。行政が安易に引き取ると、殺処分が増加するなど、動物愛護の観点から望ましくないのが、改正法が本年6月1日に施行された。

改正により、犬猫等販売業者には取り扱う犬猫にマイクロチップの装着を義務付けられ、その飼い主には、環境大臣指定の(公社)日本獣医師会に飼い主の住所や氏名を登録することになった。販売業者以外から譲り受けた犬猫、本年6月1日以前に飼っている犬猫への装着は努力義務となる。「装着により迷子や盗難や事故があっても飼い主が確実に分かる」というメリットがある。

この法改正及びマイクロチップの装着についてはHPで周知を行っているが、今後は、「広報みの」や地区の公民館だよりなど、機会をとらえ、引き続き制度の周知に努める。

## ⑦ 永田知子 議員 (明るい美濃)



### ■市内小中学校の不登校について

**問：**親の相談、子ども自身の相談の内容、内容に対する市教委の分析と、課題は何か。

**答：**相談内容 ・行きたがらない子への対応に苦慮・ほほえみ教室の見学を希望・将来不安で安眠できない・昼夜逆転の生活の心配・学校になじめない等。子どもからの相談は無い。  
分析 ①我が子への接し方②子どもの困り事の改善方法③保護者自身の不安の3点に類型化。課題 保護者の精神的安定を目的とする支援の必要性が高い相談が増加している。

**問：**二つの事業内容はどのようなか。心の相談員には、どのような内容が寄せられたか。

**答：**ほほえみ登校事業は社会的自立を目指す個に応じた事業。心の相談事業は登校しても教室で過ごせない児童生徒の相談の対応事業。その内容は学校生活全般、友人・親子関係、学習、個人的悩み等多岐にわたっている。

**問：**増加をどのように受け止めているか。

**答：**全国的・全県的傾向であり、美濃市のみが特別に増加していると受け止めてはいない。不登校やその傾向にある児童生徒に対する先の二つの事業の相談内容は、増加した要因とは無関係と考える。事業の成果は出ている。

12月定例会において、2件の意見書が可決されました。

意見書の概要は次のとおりです。

### 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が加齢やストレスなどによる免疫力の低下により潜伏したウイルスが再燃し、発症するものである。

予防は、ワクチンが有効とされているが、高額であるため接種をあきらめる高齢者が多いことから政府に助成と定期接種を求めるものです。

### 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書

知的障がい者については自治体により障がいの程度区分に差があり、また各判定機関においても差が生じている。

国の法律による全国共通の施策を求めるものです。